



環境報告書

ENVIRONMENTAL REPORT

2019年度

第1.0版



※この報告書は FSC 認証製品を使用しています

ごあいさつ

日頃は、株式会社サジェコ（SAJCO）における事業活動に対しご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は1982年にハウスクリーニングを行うアート美装サービスとして創業後、1987年にビルメンテナンスを行う株式会社アート美装サービスとして発足いたしました。2011年には、ICT事業を行う人材開発を吸収合併し、同時に関連会社の札幌ケアシステムからデイサービス事業の譲渡を受ける等して、「ビルメンテナンス」とは異分野である「ICT」「在宅（介護）サービス」までカバーするサービス会社、“株式会社サジェコ（SAJCO）”としてスタートいたしました。

現在は、「ビルメンテナンス」と「ICT」事業を有機的に結びつけた「環境ソリューションサービス」もご支援させていただいています。

「ビルメンテナンス」と「ICT」、「環境ソリューションサービス」は、環境活動と表裏一体の関係にあるため、当社にとっての環境活動は、本業を支えるための重要な活動といえます。当社では約8年半前にISO14001の認証を取得し、継続的な環境活動に取り組んでまいりました。

まずは本業や事務作業に関わる「紙・ゴミ・電気・化石燃料」の削減に努め、2011年の合併以降は、ICTを基盤としたペーパーレス化ソリューション、情報系システムのダウンサイジング等をお客様に提供することにより、お客様の環境負荷低減に努めています。また、2014年からは環境プラス活動として、地域の清掃・美化活動や植樹、生態系維持活動等にも取り組んでおります。

今後も当社の事業を通じ、全社をあげてご支援、環境貢献を行ってまいります。



つきましては是非ご高覧頂き、当社の環境活動への取組みをご理解頂くとともに、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社サジェコ 代表取締役社長 伊藤直樹

編集方針/報告書の範囲・期間/目次

【編集方針】

本報告書は、株式会社サジェコの環境 ISO 活動に関する情報を当社のステークホルダー及び地域の皆様にご覧いただくコミュニケーションツールとして作成しております。

【報告書の範囲】

パフォーマンスデータの集計対象範囲は、当社が行う業務のうち総合ビルメンテナンス、ICT 業務、総務経理業務となります（主要事業のうち、内装・住宅設備販売、介護事業を除きます）。

【報告対象期間】

本報告書が対象とする期間は、2019年4月1日～2020年3月31日とします。

【発行日】

2020年8月（第1.0版）

この報告書は WEB サイトでもご覧いただけます。URL <http://www.sajco.jp>

【会社概要】

社 名 株式会社サジェコ
代 表 者 代表取締役社長 伊藤 直樹
設 立 1987年4月6日（創業1982年5月11日）
資 本 金 2,000万円
売 上 高 17,798万円（令和2年3月期）
本 社 北海道札幌市西区八軒9条東5丁目1番28号
事 業 内 容 総合ビルメンテナンス、内装・住宅設備販売、ICT、社会福祉事業
事 業 所 函館事業所

【本報告書の責任者】

〒063-0869 北海道札幌市西区八軒9条東5丁目1番28号

株式会社サジェコ 本社

代表取締役社長（兼務 ISO事務局長） 伊藤 直樹 電話 011-788-7505（代表）

目次

1.組織体制

2.環境方針

3.環境目標とその実績

4.主要な環境側面の調査・評価

5.環境活動の取組

6.環境関連法規への違反の有無



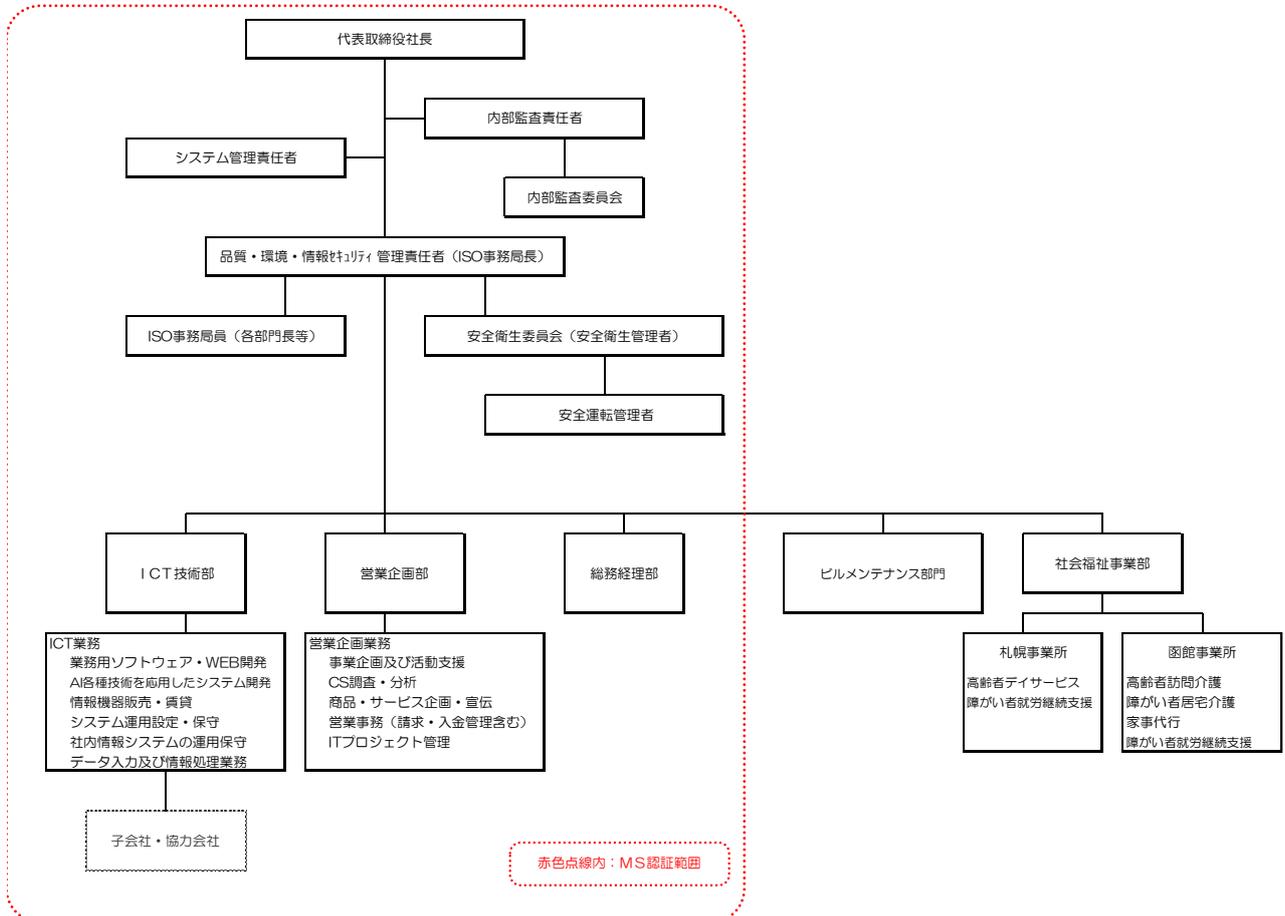
1. 組織体制

【株式会社サジェコ】組織図

令和2年7月現在



ISO兼安全衛生事務局組織図（詳細）



2. 環境方針

■品質・環境・情報セキュリティ方針

経営理念

株式会社サジェコ（以下、「当社」といいます。）は、「地域に愛され、地域に尊敬される企業活動を行う」という経営理念のもと、多様な IT 業務等を提供しています。

当社は、次のとおり基本方針を定め、品質の向上、環境負荷の軽減、情報資産の保全に取り組み、社会から信頼される企業を目指します。

基本方針

1. 継続的な品質活動を通じて、「お客様第一主義」をモットーに、お客様の要求品質に適合した製品・サービスを提供します。
2. 環境に配慮した製品・サービスの提供を行い、事業活動を通じて地球環境の保全に取り組みます。また、事業活動以外でも自然環境保護活動等を通じて、社会や地域との繋がりを保つように努めます。
3. 情報資産の価値、脅威、脆弱性に応じた情報セキュリティ管理策を講じることにより、情報資産を適切に保護します。また、情報セキュリティインシデントが発生した場合には、被害の最小限化並びに再発防止策を講じます。
4. 品質・環境・情報セキュリティに関連する法令及び規則、当社が同意するその他要求事項を順守するための統合マネジメントシステムを確立し、運用し、継続的に見直し、改善していきます。
5. 本方針を実現するため、経営的観点から目的・目標を設定・実行し、評価と改善を定期的に行います。
6. 当社では、すべての社員および当社の業務委託先に対して、品質の向上、環境負荷の軽減、情報資産の保全のための教育を継続して実施します。
7. 本方針は、本社及びサイト、現場内で働くすべてのものに周知するとともに、社外に公開します。
8. 当社では、すべての社員が本方針を理解し、当社が定めた規則に従い行動します。これに違反した場合、就業規則に基づいた罰則を適用いたします。

制定日 平成 21 年 4 月 20 日

改定日 平成 29 年 10 月 21 日

株式会社サジェコ

代表取締役社長 伊藤 直樹

3. 環境目標とその実績

■2019年度 ISO 目標

【ISO 全社目標】

「ISO 認証等、当社の強みを生かした他社と差別化可能な製品や サービスを創造・提供し、商品・サービスの付加価値向上を図る」

【ISO 部門目標】

〔IT部門〕

「ペーパーレス商品等の開発・販売促進により、売上げを前年度比で20%以上とする」

「食品廃棄物等の社会的減少に資する基礎研究の促進」

〔ビルメンテナンス業務部門〕

「資機材（道具）のメンテナンス徹底」

「樹脂等ワックス皮膜の重層化防止」

〔総務経理部門〕

「生態系維持（生物多様性）活動または地域清掃活動への参加を関連会社と協力しておこなう」

「平成30年度の環境報告書を作成・発行する」

■2019年 ISO 年度目標兼実績表

2019年度環境目標の最終結果は下記の通りです。

部門目標	目標値	実績	評価
IT	ペーパーレス商品等の開発・販売促進により、売上げを前年度比で20%以上とする		未達成
	食品廃棄物等の社会的減少に資する基礎研究の促進	1件	達成
ビルメン	資機材（道具）のメンテナンス徹底	実施済み	達成
	樹脂等ワックス皮膜の重層化防止	実施済み	達成
総務経理	生態系維持（生物多様性）活動または地域清掃活動への参加を関連会社と協力しておこなう	1回参加	達成
	平成30年度の環境報告書を作成・発行する	1件発行	達成

4. 主要な環境活動の調査・評価

■2019年度 環境側面調査・評価表

以下は、事業活動に伴う環境影響評価を行い、当社における環境への悪影響及び好影響を分析した帳票です。悪影響として「電力の使用」他 28 項を抽出・登録し、好影響として「グリーン購入の推進」他 7 項を挙げました。今後とも、悪影響は目標を掲げて管理・削減し、好影響項目は益々増加させて行くような環境活動を行って参ります。

工程 業務	側面区分	環境側面	IN / OUT	A 総量		B 環境影響項目							C 評価					評価点合計	著しい環境側面	
				年間使用 / 排出量	量的 評価	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音・振動・臭気	廃棄物	エネルギー・資源	法的要求	経営理念・事業内容からの必要性	実施による環境改善の効果	利害関係者の関心事	実現の可能性	実施による事業拡大の寄与			
設計・開発		環境配慮製品・ペーパーレス型アプリケーションの企画開発				×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	7.0	●	
		環境配慮製品・省エネ型クラウドアプリケーションの企画開発				×	×	×	×	×	○	△	○	△	△	△	○	5.0	▲	
営業活動	本業業務の有益な環境側面	食品廃棄物等の社会的減少に資する基礎研究の促進				×	×	×	×	○	△	△	○	○	○	○	○	7.0	●	
		環境配慮製品・ペーパーレス型アプリケーションの販売促進				×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	7.0	●	
生産管理		環境配慮製品・省エネ型クラウドアプリケーションの販売促進				×	×	×	×	×	○	△	○	△	△	△	○	5.0	▲	
		環境ISO取得活動支援				△	△	△	△	△	△	×	△	○	×	△	×	5.0	▲	
地域・社会改善活動		作業工程の省エネルギー化(電化製品に頼らない作業)				×	×	×	×	×	○	×	△	△	×	○	×	3.0	—	
		作業工程で発生する廃棄物のリサイクル化(使い捨て製品の不採用活動を含む)				×	×	×	×	○	×	×	△	△	×	○	×	3.0	—	
		環境報告書の作成・公開(環境パフォーマンスの公開)				×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	△	△	4.5	▲	
		地域清掃活動への参加(障がい者含む)				×	△	×	△	○	×	×	△	△	○	△	△	5.5	●	
		地域緑化への参加(障がい者含む)				○	△	×	×	×	△	×	△	△	△	○	×	4.5	▲	
		環境学習機会への参加(障がい者含む)				△	△	△	△	△	△	×	△	×	○	×	5.0	▲		
		環境ボランティアへの参加支援(障がい者含む)				△	△	△	△	△	△	×	△	×	○	×	5.0	▲		
オフィス活動	自部門内活動の負の環境側面	電力の使用 (照明、空調、パソコン等システム機器、冷蔵庫等)	IN	5,527kw	△	×	×	×	×	×	○							1.5	×	
		ガスの使用 (給湯機、ガスコンロ)	IN	0m ³	×	×	×	×	×	×	○								1.0	×
		水道の使用 (トイレ、給湯、手洗い等の用水)	IN	136m ³	×	×	○	×	×	×	×								1.0	×
		灯油の使用 (暖房)	IN	1,094L	×	△	×	△	△	×	○								2.5	×
		紙の使用 (コピー用紙)	IN	27,797枚	×	×	×	×	×	△	○								1.5	×
		紙の使用 (印刷物、封筒、トイレットペーパー)	IN	必要量	×	×	×	×	×	△	○								1.5	×
		事務用品の使用 (文具類)	IN	必要量	×	×	×	×	×	○	×								1.0	×
		照明器具の使用 (蛍光灯、電球)	IN	必要量	×	×	×	×	×	×	○								1.0	×
		ポリ袋の使用	IN	5,490枚	△	×	×	×	×	○	△								1.5	×
		サーバ、パソコン、システム周辺機器	IN	必要量	△	×	×	×	△	○	○								2.5	×
		フロンガス (業務用空調や冷蔵庫等の冷媒)	OUT	若干量	×	○	×	×	×	×	×								1.0	×
		冷暖房等の使用による排気	OUT	若干量	×	○	×	×	△	×	×								1.5	×
		冷暖房等の使用による廃熱	OUT	若干量	×	○	×	×	△	×	×								1.5	×
		排水、汚水	OUT	若干量	×	×	○	△	△	×	×								2.0	×
		可燃ゴミの発生 (生ゴミ、茶殻、使用済ティッシュ等)	OUT	1,160L	×	×	×	×	×	○	×								1.0	×
		紙ゴミの発生 (雑紙、新聞紙、雑誌、コピー用紙、シュレッダーゴミ類)	OUT	2,544L	×	×	×	×	×	○	×								1.0	×
		資源廃棄物の発生 (ビン、缶、ペットボトル、プラスチック、資材容器等)	OUT	585L	×	×	×	×	×	○	×								1.0	×
産業廃棄物(粗大ゴミ)の発生 (机、椅子、PC、什器、備品、清掃機材等)	OUT	20kg	×	△	×	○	△	○	×								3.0	×		
産業廃棄物の発生 (事務用品、不燃ゴミ、清掃資材等)	OUT	若干量	×	△	×	○	△	○	×								3.0	×		
自動車の使用		ガソリンの使用	IN	3,300L	×	○	×	×	△	×	○							2.5	×	
		排気ガスの発生	OUT		×	○	×	×	○	×	×							2.0	×	
		騒音の発生	OUT		×	×	×	×	○	×	×							1.0	×	
仕入		物品の仕入れ (清掃用資機材、事務用品等)	IN		×	×	×	×	×	△	△							1.0	×	
		産業廃棄物等処理の依頼 (資源化ゴミ、産業廃棄物)	OUT		×	×	×	×	△	○	×							1.5	×	
委託		一般廃棄物処理の依頼 (資源化ゴミ、産業廃棄物以外のゴミ)	OUT		×	×	×	×	△	○	×							1.5	×	
		事務所火災	OUT		△	○	×	×	○	△	×							3.0	×	
オフィス活動		灯油タンクの油漏えい	OUT	600L	△	×	×	○	△	×	×							2.0	×	
		灯油タンクの爆発	OUT	600L	△	×	×	○	○	×	×							2.5	×	

5. 環境活動の取組

■環境活動

環境活動の目的について学び、環境活動に対する意識向上を図る

★やまめ稚魚放流（2019年5月18日）

札幌市西区地域振興課内の稚魚放流事業実行委員会主催

農試公園内いたどり橋付近でやまめの稚魚放流事業が開催され、参加してきました。



★クリーンアップ大作戦！！（2018年5月28日）

札幌商工会議所青年部主催のゴミゼロの日に合わせて、地域清掃を午前・午後2回に分けて行いました。



《総合ビルメンテナンス部門》

環境衛生管理業務

法定資格者による定期的な点検、専門的計画に基づく、総合的に環境衛生管理をおこない、建物の衛生的な環境を維持します。

ビル衛生管理法への対応

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、各項目の実施計画、報告書の保存を行い建物の快適空間の創造に努めます。

主要な環境衛生管理業務

- 空気環境管理・・・空気環境測定
- 級数管理・・・水質検査
- 排水管理・・・残留塩素測定
- 害虫駆除・・・ねずみ・こん虫・害虫等の防除
- 植栽

《IT業務》

「給与支給明細オンライン照会システム」

『給与支給明細オンライン照会システム』は、人事給与システム等のデータを基に、オンライン上で給与明細を発行（電子交付）する事で、教育機関や自治体、一般企業でのペーパーレス化を推し進める事を目的としたシステムです。

ペーパーレス化でコスト減

給与明細の労務コスト削減

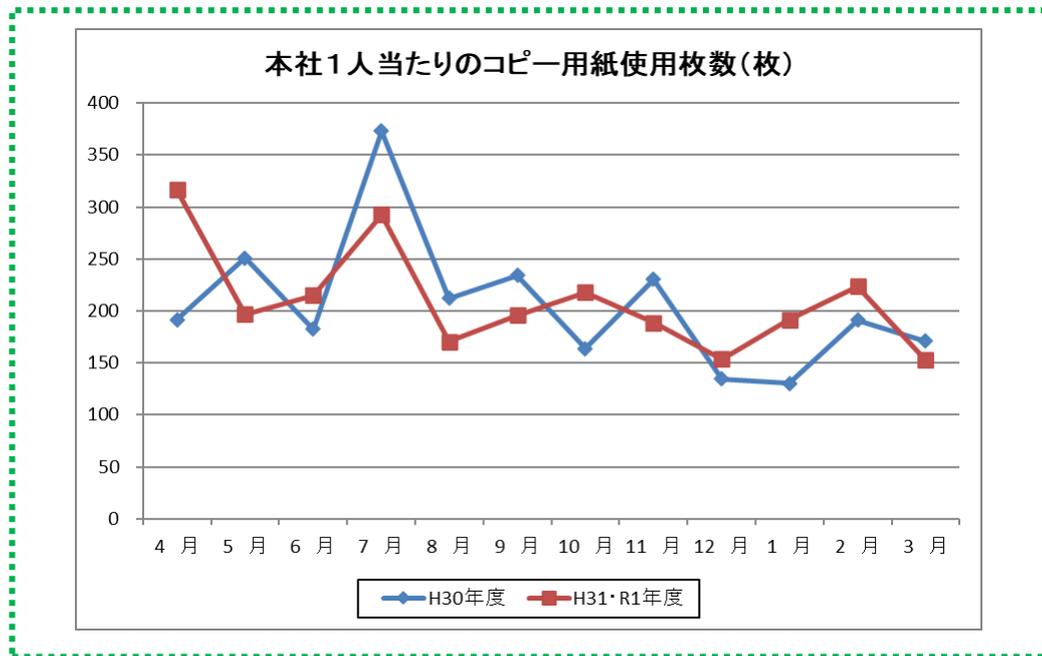
Webブラウザで操作・閲覧するので利用環境が柔軟

外部データ出力機能搭載

PDF出力機能できれいに印刷

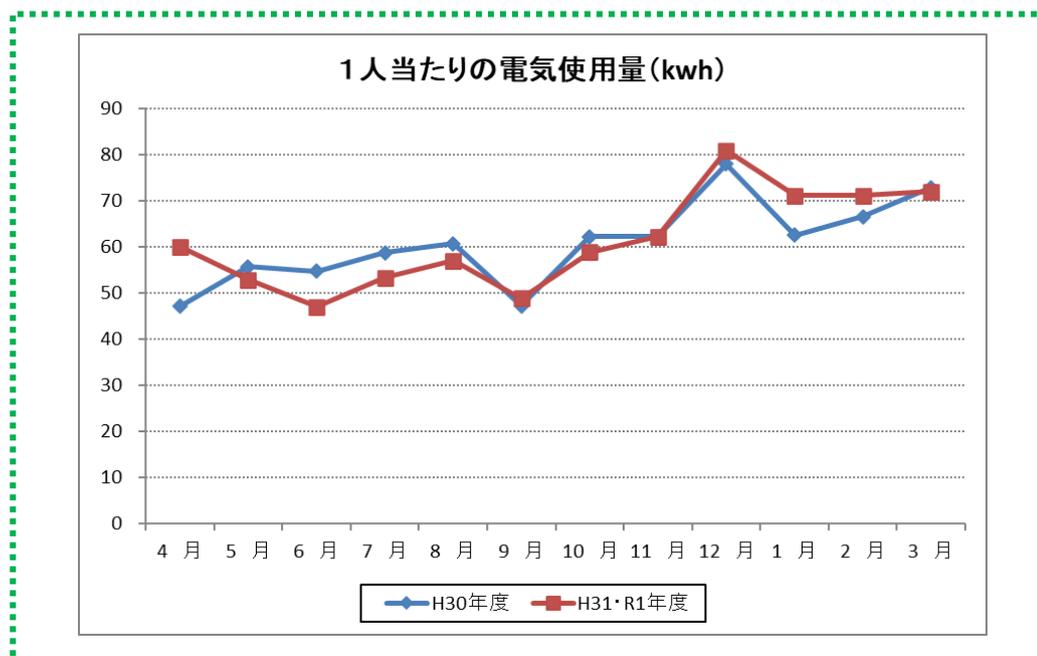
■紙

2019年度は前年比較すると最終結果は、7%増加しました。



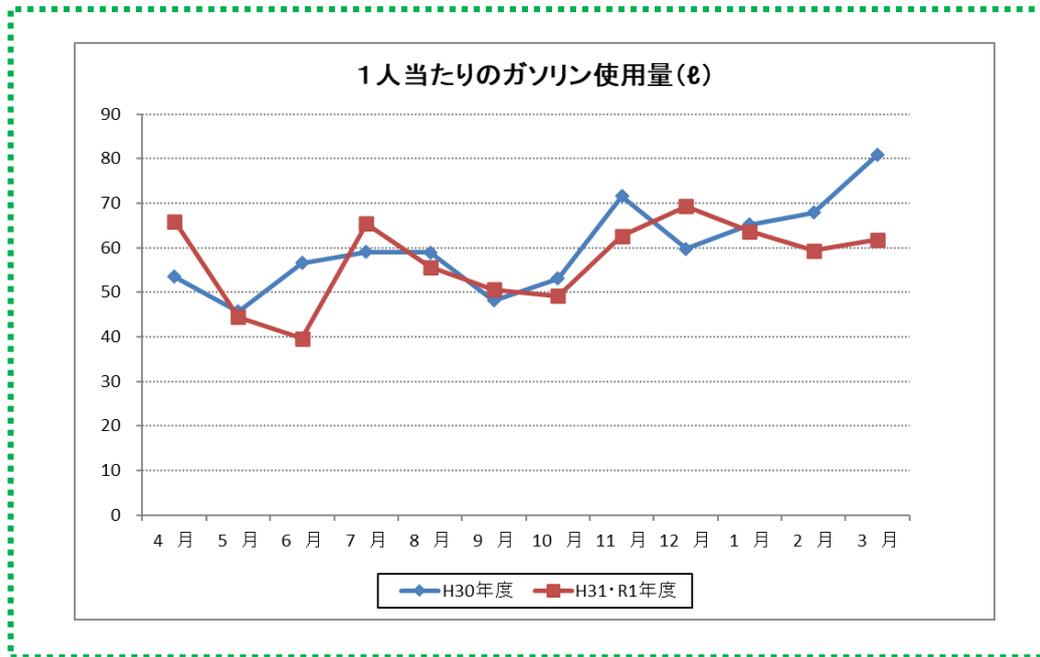
■電気

2019年度は前年比較すると最終結果は、0%増減なしとなりました。



■ガソリン

2019年度は前年比較すると最終結果は、**3%**減少しました。



■廃棄物

『事業ゴミ（一般廃棄物）』

2019年度は前年比較すると最終結果は、**14%**増加しました。

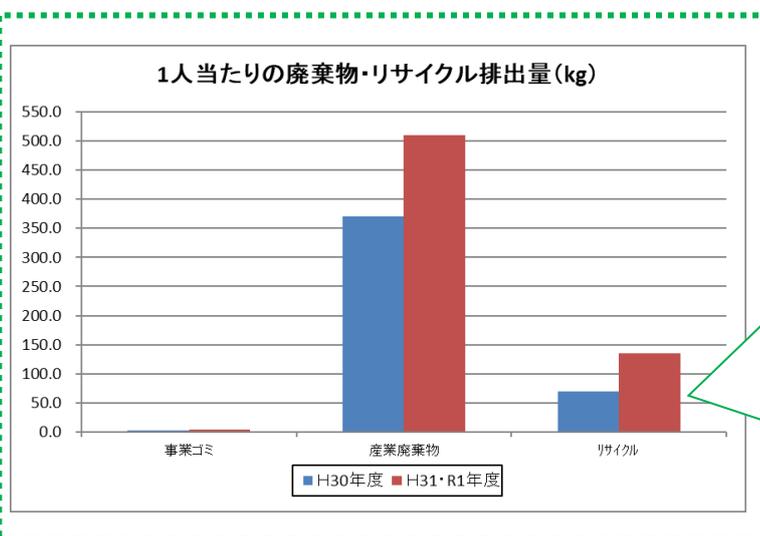
再生可能なものはリサイクルとしています。

『産業廃棄物』

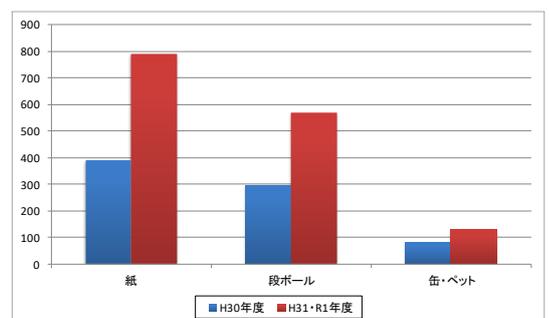
2019年度、産業廃棄物の排出量は1人当たり**509kg**でした。前年に比べて**38%**排出量増加の傾向です。

『リサイクル』

積極的にリサイクルすることで、廃棄物を減少するように努力しています。



《リサイクル種別》



6. 環境関連法規への違反の有無

法的等要求事項及びチェック表

以下は、環境法令（条例含む）等への適合状況を記した帳票です。合計 17 法令（条例）への適合状況を内部調査したところ、調査当日時点におきまして当社における法令（条例）違反は皆無でした。今後とも、法令（条例）遵守を徹底して参ります。

著しい環境側面	法規等の名称	法規等要求事項	順守チェック項目	確認日、提出日、実施日等	
産業 ／ 一般 廃棄物	廃棄物処理法 改正：平成22年5月19日 施行：令和2年4月1日	・事業者の責務（法第3条） ・廃棄物を適正に分別し保管する等 市町村が行う廃棄物の収集・運搬及び 処分に協力しなければならない。	・廃棄物処理手順書に従った分別状況の確認	2020/8/14	
	産業廃棄物処理法施行規則 第8条	・産業廃棄物の保管場所がある場合(表示義務) ・掲示板の寸法 ・表示すべき事項	・マニフェストが適正に管理されているか確認 (毎年度6月までに知事または市長へ報告)	2020/8/14	
			・他廃棄物混入防止措置の有無	2020/8/14	
			・必要事項の記載の有無	2020/8/14	
			・収集・運搬及び処分(再生含む)業者への委託基準 (法第12条施行令第6条の2)	2020/8/14	
			委託業者の許可内容(種類・事業区分・能力等)	・委託業者の許可内容の確認(年1回)	2020/8/14
			収集・運搬業者との委託契約	・収集・運搬及び処分(再生含む)業者との委託契約確認	2020/8/14
			収集・運搬業者より許可証(写)の収集	・収集・運搬及び処分(再生含む)業者より許可証(写)の収集確認	2020/8/14
			許可証の有無・許可証の有効期限	・許可証の有無・許可証の有効期限確認	2020/8/14
	マニフェスト記載事項	・マニフェスト法定記載事項の一致確認	2020/8/14		
札幌市廃棄物減量及び 処理に関する条例 (平成4年12月14日 条例第67号)	・事業者の責務(法第4条) ・廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること により廃棄物の減量に努める。	・事業ゴミの排出量チェック (燃焼ゴミ、リサイクルゴミ)	2020/8/14		
家電リサイクル法 改正：平成22年5月19日 施行：令和2年4月1日	・事業者の責務(法第4条) ・廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること により廃棄物の減量に努める。	・札幌市条例に基づいた適切な分別・保管・ 処理の確認	2020/8/14		
		・管理票(家電リサイクル券)の写し確認	2020/8/14		
小型家電リサイクル法 制定：平成24年8月10日 施行：平成29年4月1日	・エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の家電4品目 について販売業者が引き取り、製造業者がリサイクル することを義務付け	・該当廃棄物が発生した場合に札幌市が定める 処理方法等を遵守しているか	2020/8/14		
フロン排出抑制法 改正：平成25年6月12日 施行：令和2年4月1日	・業務用エアコン及び冷凍冷蔵庫(第一種特定製品) ユーザーによる機器管理の適正化等	・第一種特定製品使用の有無確認	2020/8/14		
		・簡易点検の実施確認	2020/8/14		
札幌市火災予防条例 改正：平成26年10月6日 施行：令和元年7月5日 消防法 改正：平成24年6月19日 施行：令和元年7月1日	・少量危険物(指定数量の5分の1以上指定数量未満) を貯蔵し、又は取扱おうとする者は、あらかじめその 旨を消防署長に届けなければならない。 ・ホームタンクの点検	・灯油について、少量危険物貯蔵・取扱い届出の有 無	2020/8/14		
		・ホームタンクチェックシートによる自主点検	2020/7/10		
		・消防用設備等についての点検及び報告 設備名(消火器)	・消防用設備等についての点検及び報告 (年1回以上) ※使用期限は製造日より8年	2020/8/14	
		・防火管理者を定める	・防火管理者の届出有無	2020/8/14	
		・火災予防・警戒・鎮圧 避難訓練・防災訓練の実施 消防計画書の内容確認	・避難訓練・防災訓練の実施報告(年2回) 直近実施日：2017/9/27 2018/2/15 実施予定月：毎年2・9月	2020/8/14	
		・ガス警報器の設置		2020/8/14	
水質汚濁法 改正：平成29年6月2日 施行：令和2年4月1日	・貯油施設等(法第14条の2 第3項) 破損その他事故が発生し、油を含む水が公共水域 に排出、又は地下に浸透したことに伴って生活環境に係 る被害を生ずる恐れがあるときは、直ちに、～都道府 県知事に届けなければならない。	・油を貯蔵する施設又は、油を含む水を処理する 施設で政令で定める施設でないか確認	2020/8/14		
		・自動車排出ガス量・燃費の許容限度を定める 定期車検時において担保する	・車検証(1年又は2年に1回)の確認	2020/8/14	
		・事業者の責務(法第4条) 事業活動に伴う自動車排出NOX及びPM排出抑制 の必要な措置をとる。	・社有車を環境対応に入れ替え	2020/8/14	
		・自動車の点検・整備 法定点検時・車検時の点検・整備	・法定点検時・車検時の点検・整備の確認	2020/8/14	
		・道路交通法の順守 免許資格の必要性	・運転日誌の確認	2020/8/14	
電力使用制限令 (電気事業法第27条) 発動：平成23年7月1日 解除：平成23年9月2日	・賃貸事業者等の努力義務 電気の使用制限が行われた場合は、使用電力の 把握及び使用の抑制に努める	・毎月の使用電力の把握及び使用電力の削減目標 目標の設定	2020/8/14		
労働環境	労働安全衛生法	・従業員の安全・衛生 職場環境や従業員の健康維持	・法定事項が遵守されているか確認	2020/8/14	
	最低賃金法	・事業も若しくは職業の種類又は地域に応じた賃金の 最低額を保障する	・月次賃金の算定記録を確認	2020/8/14	



株式会社サジェコ

〒063-0869

北海道札幌市西区八軒9条東5丁目1番28号

TEL 011-788-7505 (代表)

URL <https://www.sajco.jp>

